



平成20年4月11日

各 位

会 社 名 株式会社リヒトラブ
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 経 久
(コード番号 7975 大証・名証第2部)
問 合 せ 先 責任者 取締役経理部長 大 内 高 明
(TEL. 06 - 6946 - 2525)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、平成20年5月22日開催予定の第60期定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 第12条の変更は、株主様の権利の行使に関連する事項に関する取り扱いを株式取扱規則で定める旨、規定を明確化するものであります。
- (2) 第20条の変更は、経営の効率化の観点より、取締役の定員を8名以内に減員するものであります。
- (3) 第36条の新設は、補欠監査役の選任の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、監査役任期と同様選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第12条 当社の株式および新株予約権に関する手続きおよび手数料ならびに株主の権利行使に関連する事項に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	(員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
<新設>	(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第36条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 以下、条数繰り下げ

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成20年5月22日(木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成20年5月22日(木曜日)

以 上